



筆策「海賊丸」説話の諸相：
『続教訓鈔』所載名器伝承の一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 妹尾, 恵里 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017294

箏築「海賊丸」説話の諸相

——『統教訓鈔』所載名器伝承の一考察——

妹尾 恵 里

はじめに

楽人と遡部用光が、箏築の演奏によって海賊の難を逃れたという説話がある。『今鏡』『教訓抄』『十訓抄』『古今著聞集』『愚問記』などにみられ、広く流布していたものと考えられる。ところが、内容的にはかなり異同が多く、用光の旅の目的地や、海賊と遭遇した場所、さらには海賊のとつた態度などが、様々に伝えられている。また、『統教訓鈔』『拾芥抄』『體源鈔』『楽家録』等において、この時の箏築に「海賊丸」と名が付いたことが特記され、名器の命名由来譚ともなっている。

この中で『統教訓鈔』は、小異を含む四つの「海賊丸」説話と、用光の箏築演奏による靈験譚、合計五つの説話が連続して併記されている。他書にみられる「海賊丸」説話を通覧すると、『統教訓鈔』は、比較的詳細な記述を持つ説話を、取捨選択せずに併

記しているようで、やや特異なものといえよう。ただ『統教訓鈔』において同話が併記されるのは、この箇所だけではない。この点についてはすでに先行研究において、『統教訓鈔』が異伝等を博捜し、列挙しようとする傾向が見られることが指摘されている⁽¹⁾。

一方、本話については、『今鏡』や『古今著聞集』所載の本文に即して言及されることもあった⁽²⁾。『今鏡』研究の側からは、本話は様々な書物に採られるが、諸書の記載に異同が多く、資料間には距離があり、直接の伝承関係等はないことが示されるにとどまる。また、音楽伝承研究の側からは、いわゆる名器伝承の中には、実態のない楽器に説話から発想して名前が付けられ、名器として実態をもつようになる場合があることが指摘されている⁽³⁾。

本稿では、これらの先行研究に学びつつ、『統教訓鈔』の傾向が顕著にあらわれた箇所として、箏築「海賊丸」説話を考察の対象とする。まず本文に即して説話の諸相を確認し、異同の多い伝

承を網羅的に併記する『統教訓鈔』の意図を考える。その上で、「海賊丸」についても、もとからそのような名器があったのではなく、説話が先にあつて後から実態化されたことを確認したい。あわせて、このような名器伝承が、地下の楽人の立場から発想され、記録・伝承されたことを推定しようと思う。

一、『統教訓鈔』における「海賊丸」説話

『統教訓鈔』は、南都の楽人伯朝葛による雅楽関係文献集成である。文永七年（元亨二年（一一七〇—一一三二））の成立とされる書物で、巻数は不詳。翻刻は羽塚啓明氏蔵十六冊本を底本とする『日本古典全集』（上下）のみで、現存する最古写本としては曼殊院蔵本（十一巻）がある⁽⁴⁾。「海賊丸」説話は、『日本古典全集』では第十一冊、筆築の「名物等物語」に記載される。長文の引用になるが、『統教訓鈔』の本文を確認する⁽⁵⁾。なお、掲出にあたっては、内容に即して五つに分け、それぞれ①から⑤の番号を付した。

海賊丸ハ筆築師和邇部用光ガ管ナリ、

①彼用光スマヒノ使ニ、西國ヘクタリケルニ、キヒノクニノ

辺ニテ、ヲキツシラナミタチキテ、コ、ニテ命モタエヌヘク
ミエケレハ、カチカフリナト、ウルハシキマデヤカタノ上ニ
出テヲリケルニ、シラナミノフネコキヨセケレハ、其時用光
ヒチリキヲトリイタシテ、ウラミタルコエニ、エナラズ吹ス
マシタリケレハ、シラナミトモ各カナシミノ心ヲコリテ、カ
ツケモノヲサヘシテ、コキハナレ去リニケリトナン、サホト
ノコトハリモナキ武士サヘ、ナサケカクハカリ吹キカセテケ
ン、アリカタク、ムカシノシラナミハ、ナヲカ、ルナサケナ
ムアリケルナリ、サテソノ管ヲカクナツケタルナリ、海賊逃
同心ナリ、

②或記云、用光ト云楽人アリケリ、土佐ノ御船アソヒト云事
ニクタリテノホリケルニ、安芸国ナルカミノトマリニテ、海
賊ヲシヨセタリケリ、弓矢ノユクヘシラネハ、フセキタ、カ
フニチカラナシ、今ハウタカヒナクココサレナント思テ、筆
築ヲ取出テ、ヤカタノ上ニキテ、アノタウヤ、今ハサタニヲ
ヨハス、トクナニヲモトリ給へ、但年来思シメタル、小調子
トイフ曲フキテキカセ申サム、サル事コソアリシカト物語ニ
モシ玉ヘト云ケレハ、ムネトアル者ヲホキナルコエニテ、ヌ
シタチ、シハラクマチ玉へ、カク云事アリ、物キカムトイヒ

ケレハ、船ヲ、サヘテ、各シツマリタルニ、用光、今ハカキ
リト思ケレハ、涙ヲナカシテ、メテタキコエ吹出シテ、ウラ
ナクフキスマシタリケルヲリカラニヤ、其調波ノ上ニヒ、キ
ワタリテ、彼尋陽ノ江ノ波ノ上ニ、琵琶ヲキ、シ昔カタリニ
コトナラス、海賊シツマリテ云事ナシ、ヨク／＼キ、テ曲ヲ
ハルホトニ、サキノコエニテイハク、君カ船ニ心ヲカケテ、
ヲシヨセタリツレトモ、箒築ノ音ニ涙ヲチテ、カクサリヌト
テソ、コキサリニケル、タケキ武士ノ心ヲナクサムルマテフ
キタリケン、アリガタキ事ニコソ、

③或記云、用光南海道ニ発向セシムルアヒタ、海賊ニアヒテ
殺害セラレムトス、爰ニ用光云ク、我久ク、箒築ヲモテ朝廷
ニ仕ヘタリ、願クハ片時ノ身命ヲ給テ、一曲ヲフカントヲモ
フト云時ニ、群賊劍ヲヌキ、矢ヲハツシテアヒマツ、用光ナ
ク／＼箒築ヲトリイタシテ、臨調子ヲフク、群賊等コレヲキ、
テ、感涙ヲタレテ、殺害ノ心トマリテ、淡州ノ南浦ニ下置ト
云リ、

或説ニハ、賊首彈箏ノ女ヲトリテ、妻女トス、賊―船ニ
ノセテ、数日徒遊スト云々

④或記云、昔雅楽寮ノ人々宿願アリテ、ハルカニ筑紫ノ宇佐
宮ニ參詣、安樂寺ノカタナレハ、海上ノ漫々タルヲコキスキ
テ、トマリ／＼ニタチヨリテ、アカシクラスホトニ、ヒカタ
ノ禪師ト云人アリ、海賊ノ中ノ上手ナリ、イカナルタケキモ
ノ、フモ、コレニムカウハナカリケリ、伶人ノナカニ茂光ハ、
ソノトキハワカクテ、末座ニテソアリケル、夜舟ヲコキテ、
海上ノシツカナル波ノウヘニ、アリアケノ月クマナクヤトリ
テ、アハレツキセヌマリフシ、彼ヒカタノ禪師舟ヲシヨセテ、
忽ニコノ伶人ノ舟ニノリウツリニケリ、本ヨリユミヤノカタ、
ウトキトモカラナレハ、舟ソコニソカクレアヒケル、ソノト
キ茂光、賊徒ニイフヤウ、余命チカキニアリ、片時ノイトマ
ヲユルシタマヘ、多年ノ大願ヲトケテ、今生ノヲモヒヒテニセ
ムトイフニ、禪師片時ノイトマヲユルシテケリ、八幡大菩薩
ノ御感ヤアリケン、又王城守護神明ノタスケ給ニヤアリケン、
茂光小調子ヲフキタリケレハ、海賊ノ心ナキ、ミナ／＼ナミ
タヲナカシテ感歎ス、曲ヲハリテ賊徒ニ云ヤウ、此舟ノウチ
ニアル諸人ハ、ミナ管絃ニ名ヲエタル人々ナリ、宿願アリテ
花洛ノ雲ヲハナレテ、宇佐宮ニ參詣シテ、舞楽ヲト、ノヘテ、
一日ノ会ヲ、コナフヘシトイヘトモ、願力ムナシクシテ、カ
シコヘマイリツカヌニ、忽ニコノ難ニアヒタリ、舟ノ中ノモ

ノハミナ彼菩薩ノ一日ノ会料ナリ、サラニ他ノモノニアラズ
トイフトキ、海賊ノイフヤウ、ナサケアル人々ノ舟ナレバ、
コトノアリサマヲウケタマハリヌトテ、宇佐宮マテソヨクリ
ツケテケル、マコトニ小調子ハ、秘曲ノナカニ、メデタキタ
メシアリトナン、或記云、住吉ノ相撲会ニマキリテ下向ノト
キト云々、

⑤或記云、此茂光ハ、筆築無左右ノ上手ナリ、イツレノ御宇
ノ事ニカ侍リケン、南都ノ常楽会ニ下向シケルニ、キサラキ
ノ十日アマリノ暁、ミヤコノタツミ宇治山ヲスキ侍テ、トシ
ヘタルウチノカハナミイクヨカヘニケント、ヒトリコチアリ
クニ山ノフモトヲスキ侍リケルニ、ヨリシモ天ハレテ、ウキ
クモ空ニミエサリケリ、ハルカニ東ノ方ニ、明星天子ノヒカ
リ、コトニ虚空藏菩薩ノ化現ナリケレハ、ヨリフシ信心フカ
クテ、合掌ノ花ヒラケテ、心ノウチニヲモヒケルヤウ、仏菩
薩ノ衆生ヲ利益シ給事ハ、一縁ラムスヒタレハコソ、此メテ
タキヒカリヲモヲカミ侍レ、アナタウトノコトヤ、ナニヲカ
タムケタテマツルヘキトヲモヒ侍リケルニ、ヲノレカ芸能ニ
ハ音楽コソハアレ、秘曲ヲフキテハヤク供養シタテマツラン
ト思テ、小調子ヲフキケルニ、信心ソラニ通シテ、明星天子

ノヒカリ、カウヘノウヘニチカツキケリ、栗小山ノウヘニ、
松原ノスコシタカキ所アリ、明星天子クタリ給テ、アラタニ
茂光ニヲカマレ玉ヒケリトイヘリ、

引用部冒頭に、「海賊丸ハ筆築師和邇部用光方管ナリ」とあり、
①の末尾には「サテソノ管ヲカクナツケタルナリ、海賊逃同心ナ
リ」とあるように、『統教訓鈔』においてこれら一連の説話は、
「海賊丸」という名器の逸話として位置づけられている。すなわ
ち、②から④には「海賊丸」という名が付いたとは具体的に記さ
れていないが、この文言は①から④にかかっているとみてよいだ
ろう。なお「海賊逃同心ナリ」との付記は、「海賊丸」に「海賊
逃」との異名があったことを示すものと思われる。『統教訓鈔』
には、別に筆築の「名物」を列挙する箇所があるが、そこにも「海
賊丸或海賊逃」と記されている。

続いて、それぞれの説話について、同文性が高く、原拠と考え
られるものと比較しながら確認したい。①は、用光は、相撲使に
西国へ行く途中、吉備国で「ヲキツシラナミ」（海賊）に襲われる。
命はないだろうと覚悟の上で、正装して筆築を演奏。海賊たちは
感動し、褒美をくれて去るというもの。『今鏡』「賢き道々」には
ほとんど同文の記述がみられ、点線部の話末評も同文であり、まず

は原拠と考えられる。ただし、『今鏡』では、『統教訓鈔』本文の傍線で示したような、「海賊丸」と名が付けられたことまでは記されない。

次に②において用光は、土佐の御船遊びの帰りに、安芸国で海賊に襲われる。殺されると思ひ、海賊に「小調子を聞かせましよう」と言う。海賊の頭領と思われる人物が応じてくれたので、箏を演奏。海賊の頭領が感涙し、去るといふもの。「琵琶行(引)」をふまえた文飾がなされており、『十訓抄』十ノ二十七と同文的な箇所である。若干細部に異同があるが、『十訓抄』が原拠と考えてよいだろう。ただし、『十訓抄』では箏の名称については記されず、『統教訓鈔』とは点線部の話末の部分が大きく異なる。『十訓抄』の話末は次のとおり⁶⁾。

猛きもののふの心をなぐさむること、和歌には限らず。これら、みな管絃の徳なり。また、このことは鬼神の所感にあらざれども、命を助くること嚴重によりて、ついでにしろし申す。

『十訓抄』は本話の直前に語られる、伶人助元が横笛の演奏によつて大蛇を退ける説話とあわせて『古今和歌集』仮名序の表現を管絃にも援用しつつ、本話を芸道感応説話の一つとして掲げようとしている。それは『十訓抄』第十の標題が「可庶幾才芸事」

であることから、当然と言つてよいだろう。これに対して『統教訓鈔』は、話末を「タケキ武士ノ心ヲナクサムルマテフキタリケン、アリガタキ事ニコソ」として、海賊を感動させるほどの演奏をした用光を称賛する。同じ地下楽人として、編者伯朝葛が用光に寄せる、共感ないし敬意が読み取れるところである。また、①と比較すると、海賊と交渉の末に演奏していることや、涙を流していること、海賊に対して演奏したものが箏の秘曲であることが示される点などに異同を指摘できる。

③において用光は、南海道に向かうときに、海賊に襲われる。殺されると思ひ、一時の助命を願ひ出て、「最後に一曲演奏させて欲しい」と言ひ、一時の猶予を得て「臨調子」を演奏。海賊は感涙し、淡路の南浦まで送り届けてくれたといふもの。『古今著聞集』盗盜篇四三〇「箏師用光、臨調子を吹き海賊感涙の事」と内容が一致する。しかし、同文性はあまり高くなく、『統教訓鈔』の方が簡略に記される。以下に『著聞集』の本文を掲出する⁷⁾。

また箏師用光、南海道に発向のとき、海賊にあひにけり。用光をすでに殺さんとする時、海賊に向ひていはく、「我久しく箏をもて朝につかへ、世にゆるされたり。今いふかひなく賊徒のために害されんとす。これ宿業のしからしむるなり。しばらくの命を得させよ。一曲の雅声をふかん」といへば、

海賊ぬける太刀をおさへてふかせけり。用光、最後のつとめと思ひて、泣く泣く臨調子を吹きにけり。その時、なまげなき群賊も感涙をたれて用光をゆるしてけり。あまさへ淡路の南浦までおくりておろし置きけり。諸道に長けぬるは、かくのごとくの徳をかならずあらはす事なり。未代なほしかある事ども多かり。

なお、『著聞集』には『続教訓鈔』にはみられない話末評語があり、偷盜篇ではあるものの、道を究める「徳」を特記する点、本話もまた芸道感応説話と理解されたことは明らかである。

さて、この③については、②と同様に、海賊にそれとことわつた上で、泣きながら秘曲を演奏するのだが、奏した曲目は異なる。また、演奏を聴いた海賊も感涙する点や、淡路まで送り届けてくれる点も、①②と異なっている。また、「海賊丸」という筆策の名前については、原拠の『著聞集』にも③にも、共に記すところはない。

次に、④における茂光は、雅楽寮の人々が、筑紫の宇佐宮参詣に同行する途次、海賊「ヒカタの禪師」⁽⁸⁾に襲われる。茂光は一時の助命を願ひ出て、小調子を演奏すると、海賊は感涙する。さらに茂光は宇佐宮参詣のことを伝えると、海賊が宇佐宮まで送り届けてくれたというもの。『続教訓鈔』の独自説話ともいえる

箇所であり、冒頭に「或記云」と示される資料は見つかっていない。文中に「管絃二名ヲエタル人々」とある点からも、楽人側から発想された説話であるだろうが、委細は不明である。

⑤は、①から④までとは異なる伝承で、茂光は、常楽会のために南都へ下向する途中で、東の空に明星天子の光を見る。そこで「小調子」を演奏して供養したところ、信心が通じて、明星天子が茂光の頭の上に降りてきた、というもの。こちらにも、『続教訓鈔』の独自説話といえる箇所でも、そもそも海賊は登場せず、用光が命の危険にさらされるようなこともない。この⑤については、④の話末の「マコトニ小調子ハ、秘曲ノナカニ、メデタキタメシアリトナン」をうけて、用光による秘曲「小調子」の「メデタキタメシ」が語られたものと考えられる。

このように、『続教訓鈔』は五つの用光の説話を連続して記す。①から④については、用光が海賊に遭遇し、筆策の演奏によって難を逃れるという説話の核となる部分が共通しており、広義での同話とみなして良いだろう。また、『今鏡』や『十訓抄』との共通話(①②)については、かなり同文性が高い同話になっているといえる。このような『続教訓鈔』の本文状況について、「はじめに」でもふれた稲垣泰一氏の論には次のような指摘がなされて

いる⁽⁹⁾。

特に楽曲の由来や故実に関する記事、また楽器の名称、由来、名物等物語に関する部分では、多くの音楽説話を例証として挙げており、それらを列挙した後に、その信憑性を考証しているところもある。その引用態度はきわめて原拠に忠実であつたと考えられ、今では散佚してしまつた文献の佚文を見出す手がかりにもなり得よう。また、中世音楽説話の流伝とその種々相を考察する上でも重要な資料としての意味を持っていると言える。

この指摘をふまえて勘案すると、『統教訓鈔』③は、『著聞集』が源泉とは考えられるが、直接『著聞集』を簡略化して引用したのではなく、すでにこのような形になつていた資料を忠実に引用したとも考えられる。磯水絵氏は、今野達氏の論⁽¹⁰⁾をふまへつつ、『統教訓鈔』が本文中で出典を「或書」「或記」として書名を明示しないことについて、書名が記されない以上、同文であつたとしても『十訓抄』などの書名をもつ書物ではなく、楽家に伝承された、書名の付いていない抄物などの散佚文献である可能性を示唆されている⁽¹¹⁾。『統教訓鈔』が直接披見した資料が何であつたかについては、慎重に判断する必要があるだろう。

それと言うと、『統教訓鈔』④は、原拠に相当する資料を見つ

けることができなかつた。しかし、①から③のそれぞれに原拠・源泉がある以上、原拠に忠実な引用態度をとる『統教訓鈔』編者が、④の説話を創作したとは考えにくい。やはり④についても、何らかの今は伝わらない原拠があつたと考えておくべきだろう。

以上、『今鏡』や『十訓抄』『古今著聞集』と比較しつつ、『統教訓鈔』所載「海賊丸」説話を通覧・比較してきた。結果、用光が海賊と遭遇し、筆策を演奏して難を逃れた、という説話の核となる部分は一致するが、話の細部は相当に異なることが確認された。各話間にみられる異同は、単に説話を収める際に言葉が変わつてしまつたというような程度ではない。やはり、先に掲げた先行研究に指摘されるとおり、それぞれの説話に直接の伝承関係はなく、用光を主人公とする説話が、当時さまざまな形で伝えられていたと理解される。その上で、それら『統教訓鈔』の原拠と考えられる資料が、いずれも、「海賊丸」という楽器名を伝えていないことから勘案すると、本話の原型は、やはり用光の芸道感、説話と呼べるものであつたと考えられる。

二、「海賊丸」説話の広がり

さて、『統教訓鈔』の原拠となつたもの以外の書物にも、「海賊丸」

説話はみられる。次に、それらについて確認する。『教訓抄』において、巻七「舞曲源物語」の中で「歌舞音楽ノ目出事」として、「和邇部用光 箒築ノ臨調子ヲ吹テ、海賊ノ難ヲタスカリタリキ」と、説話の梗概が記されるにとどまる¹²⁾。ただし、演奏される

秘曲は「臨調子」であり、これは「古今著聞集」と共通している。『教訓抄』の編者伯近真は、『統教訓抄』の編者伯朝葛の祖父にあたる。朝葛が『教訓抄』を見ていたことは確実で、書名からも分かるとおり『統教訓抄』には、『教訓抄』を引き継ぐ意識があった。ただ『教訓抄』では、巻八に名器について記されるが、名前の列挙のみであり、具体的な説話等は記されない。しかも、箒築の「逸物」として挙げられるものの中に「海賊丸」はない¹³⁾。このような『教訓抄』に対して、その続編を自称する『統教訓抄』は「名物等物語」という、名器の説話を集める部立を設けて、具体的な「物語」を集めようとしている。その中で伯朝葛は、『教訓抄』では「歌舞音楽の目出事」として、梗概的な記述に留まっていた本話を、異説併記的なやり方で、名器の由来譚として組み込んでいったのである。この事実からも、『統教訓抄』は名器への関心がかなり高い楽書であると言えそうである。

次に「愚聞記」をみると、下巻に比較的详细な記述が載る。『愚聞記』は、顕達編、十三世紀後半以降頃成立とされる楽書で、『統

教訓抄』とかなり近い時期に成立したと考えられる書物である。本文は次のとおり¹⁴⁾。

一、箒築上手茂光、鎮西ヨリ還向之時、海賊舟ヲ、シマキテ欲害之時、茂光申云、片時ノ暇ヲ給候へ、毎日所作、今日未逐ニ、此所作仕ヘシト申ケレハ、賊徒相待ホトニ、茂光最後ノ所作ト思ケレハ、泣々小調子ヲ吹ケリ、賊徒モナヘテナラス聞ヘテ面白カリケレハ、其日ノ害ヲ遁ノミナラス、我ナラス不当ノ者コソ侍レ、送申サントテ、淀マテ兵士ニツキテケリ、アラケナキ物ノ賊モ、昔ハヤサシクコン、

説話の内容に即して言う、すでに見てきた『今鏡』『十訓抄』『著聞集』、また、『統教訓抄』④のうちのいずれにも分類することができない。強いて言うならば、海賊に対して秘曲の演奏を申し出る点は『十訓抄』『著聞集』と共通しており、「小調子」を演奏するのは『十訓抄』と一致し、感動した海賊が安全な場所まで送り届けたという点は『著聞集』に近く、話末評語は『今鏡』に近い。それぞれの説話を知った上で、一つの説話にまとめたもののようにも思えるが、このような形の伝承もあったのである。右の引用箇所では「海賊丸」という名前は記されていないが、『愚聞記』の全く別の箇所にも名器を列挙する箇所があり、そこでは「海賊丸ハ茂光箒築也」と記されている¹⁵⁾。

さらに、『統教訓鈔』や『愚聞記』よりも成立は遅れる『拾芥抄』楽器部第三十五にも「海賊丸」説話への言及が見られる。本文は次のとおり¹⁶⁾。

海賊丸 茂光値^二海賊^一、已難^レ遁^レ死、仍為^レ遁^二暫時命^一、願^レ吹^二一曲^一、賊許^レ之、即吹^二小調子^一、賊感免^レ之、仍称^二此名^一、

ここでは「海賊丸」という名器の伝承として、話の梗概が記されており、用光の説話と「海賊丸」という名前とは、もう完全に結びついていたようである。なお、演奏する秘曲が「小調子」である点は「十訓抄」と共通している。

さて、以上のように、「海賊丸」説話を通覧すると、本話が様々な書物にみられ、一定程度受け入れられていた実態がわかる。それぞれの伝承の中で、特に管絃の徳や、諸道を極めることの徳などが主張されるが、『統教訓鈔』と『拾芥抄』以外の書物では、「海賊丸」という具体的な筆築の名前について、説話と直接結びつけて示されることはなかった。

三、整理と考察

以上の結果をふまえ、これまでみてきた「海賊丸」説話の要素

についてまとめると、次のような表に整理することができる。

書名	目的	場所	送り届けた先	海賊の呼称	曲目	筆築の名
今鏡 (統①)	相撲の使	吉備国	×	沖つ白波	×	×
教訓抄	×	×	×	海賊	臨調子	×
十訓抄 (統②)	土佐の御船遊び	安芸国	×	海賊	小調子	×
著聞集 (統③)	南海道に発向	×	淡路の南浦	海賊	臨調子	×
愚聞記	鎮西ヨリ還向	×	淀	海賊	小調子	×
統④	筑紫ノ宇佐宮ニ參詣	×	宇佐宮	ヒカタノ禪師	小調子	(海賊丸)
拾芥抄	×	×	×	海賊	小調子	海賊丸

※バツ印は、その情報が記されない事を示す。丸カッコで示した「安楽寺ノカタ」については、具体的に海賊と遭遇した場所が示されないで、海賊に遭遇する前の箇所記される場所を挙げた。「筆築の名」の項目中の丸カッコについては『統教訓鈔』では、①の説話の前後に「海賊丸」と名付けられたことが記されるだけで、④の説話に直接「海賊丸」という名が記されるわけではないので、カッコで示した。

この表からも明らかなように、演奏された曲目を記さないもの、海賊のことを「白波」と呼ぶものは『今鏡』と『今鏡』の内

容を継承している『続教訓鈔』①のみである。この点、『今鏡』は、やや孤立しているように思われる。また、曲名を記す諸書が、その時用光が奏した箏篋の名前は記さないことにも注意される。そして、「海賊丸」という名前が説話と共に示されるようになるのは、やはり『続教訓鈔』や『愚聞記』の成立以降ということになる。

さて、このように「海賊丸」説話を通覧すると、『続教訓鈔』は他書を引き写しつつも、諸書における説話の位置づけをそのまま継承しているのではない。話末などに手を加えて工夫しつつ、「海賊丸ハ箏篋師和邇部用光ガ管ナリ」という標題のもと、「名物等物語」に組み込んでいるのである。そして、採集し得たいくつもの説話のうち、どれかひとつを正統なものとして他を排除するなどということはず、いわば異説併記の体裁で、その総体を記録に留めようとしている。諸書の成立年代を勘案すると、おそらく本話の原型は、『今鏡』所載話のような音楽の名人による芸道感応説話であったように思われる。それが後になつて、演奏された楽曲への関心から、箏篋の秘曲の名称（臨調子、小調子）が付加されることとなった。それと同様に、演奏された楽器への関心に答える形で、「海賊丸」との名称が付加され、これによつて名器説話の含意を持つに至ったのではないだろうか。

この間の事情については、すでに猪瀬千尋氏の指摘がある¹⁷⁾。

猪瀬氏は、「楽家における正統性の主張や象徴が、楽書における数多くの説話に反映されている」とし、『十訓抄』十ノ二十六¹⁸⁾を取り上げる。そして、この説話が『続教訓鈔』に採録される際に「蛇逃丸は、楽人清原助種が先祖の笛なり」と記され、「名器」「蛇逃」の由来譚であったことが付加されたことに注目する。それに続けて、「海賊丸」についても言及があり、『十訓抄』との比較の上で、『続教訓鈔』では「名器譚として語られる」ことを指摘する。猪瀬氏の論に学ぶと、もともと実態のなかった楽器について、後付けの形で説話から発想して名前が付けれ、結果として名器がつくられる場合があったことが了解される。それは、単に言説の上だけにとどまるのではなく、「蛇逃」の場合と同様に「海賊丸」についても、「和邇部氏より箏篋を相伝した安倍氏に伝来し、実際に演奏されていた」という事実も指摘されているのである¹⁹⁾。

この指摘に、『教訓抄』に「海賊丸」の名前がみられないことを合わせて考えると、やはり「海賊丸」についても、実際に用光が海賊の難を逃れた際に使われた箏篋が「海賊丸」と呼ばれて後代に伝わっていったのではなく、説話がある程度流布をみた後に、説話中の楽器に名前が与えられたものと考えるのが妥当であるといえよう。ただし、『続教訓鈔』では、「海賊丸」が「海賊

逃」とも呼ばれていたことが記されていた。このことは、『続教訓鈔』がこの説話を記した当時、すでに二通りの名前があったことを示しており、名前が与えられたのは『続教訓鈔』の成立以前のことと考えられる。

それでは、もともと芸道感応説話であったものを、演奏された筆築に名前を与えることで一種の名器説話としようとしたのは、どのような人々であったのだろうか。その手掛かりを説話内部に求めるなら、「海賊丸」として名器化される筆築が、もともと和邇部用光という、王朝貴族社会ではかなり身分の低い地下の樂人の、日々携行し演奏に供する樂器であったという事実にも、今一度着目すべきだろう。職業樂人として高い技術を持つていても、卑賤の身である地下の樂人にとって、自分たちと同じ社会的位相にある用光が、都を離れた鄙において野卑で残酷な海賊をも感動させたという芸道感応説話は、語り伝えるべき先例として、敬慕と共感をもって享受されたに違いない。その上で、その説話がまぎれもない事実であったことを保証するものとなるのが、名器として実態化される「海賊丸」であったと考えられる。

これらのことをふまえると、『続教訓鈔』と成立時期が近い『愚聞記』においては、「海賊丸」という名前と、用光の説話とが完全に結びついてはいなかった可能性が考えられる。先に確認した

とおり、少なくとも『愚聞記』は、用光の説話を示す際に、それを「海賊丸」という名器をめぐる故事として語ろうとはしていない。その点において『愚聞記』は、用光の芸道感応説話が「海賊丸」という名器の説話へと転じる、過渡期的状況を伝える資料と言えるかもしれない。これは、『続教訓鈔』や『愚聞記』の成立の時期に、地下の樂人たちの間で、「海賊丸」の名前ができていたのではないかと考えられる。

実際に用光が海賊の前で演奏したという筆築が、どのように伝えられたのか、委細は分からない。しかし『続教訓鈔』や『愚聞記』が「海賊丸」という名前を伝えるとき、そこには、宮廷文化の中心をなす樂道に携わると自負する地下の樂人層が、自らの立場の正統性を主張する意識が込められていたとみてよいだろう。

四、海賊について

以下、やや補足的なものとなるが、本話の理解を深めるために参考となる情報を、補注のような体裁で確認したい。まず、「海賊丸」説話にも登場する海賊が、どのように説話の中でみられるのか確認しておく。海賊行為については、正当な経済行為としての海域の通行料の徴収であったとする見解があり、海賊と遭遇し

た際にはまず通行料の交渉が行われること、難破船など持ち主を失った漂泊物を漂着地のものとする寄船慣行などといったさまざまな実態についての研究が、歴史学の側から進められている⁽²⁰⁾。

具体的な説話としては、『宇治拾遺物語』巻第十五の四「門部府生、海賊射返す事」が挙げられる。主人公となる「門部府生」が「相撲の使い」であることや、海賊と対峙する際に「門部府生」身なりを整え、それから「屋形の上に立」つという点が『今鏡』所載の「海賊丸」説話と類似している。次に、海賊と対峙する場面を引用する⁽²¹⁾。

「あれ御覧候へ。あの舟どもは海賊の舟どもにこそ候ふめれ。こはいかがせさせ給ふべき」といへば、この門部府生いふやう、「をのこ、な騒ぎぞ。千万人の海賊ありとも、今見よ」といひて、皮籠より、賭弓の時着たりける装束取り出でてうるはしく装束きて、冠、老懸など、あるべき定にしなければ、従者ども、「こは物に狂はせ給ふか。かなはぬまでも、楯つきなどし給へかし」と、いりめき合ひたり。うるはしく取りつけて肩脱ぎて、馬手、後ろ見まはして、屋形の上に立ちて……

この説話では、海賊を地方の野蛮な存在としてとらえ、それに対して、宮廷の官職「門部府生」と呼ばれる人物が配される。しかも、この「門部府生」は、年中行事の「賭弓」における技量を

認められ、「観観」があつて「相撲の使」となつたのであつた。そのような人物が、海賊に対して、装束を整えて堂々と応戦したというのである。これを要するに、野蛮で残虐とみなされた海賊と、王朝貴族社会内ではさほど地位が高いわけではない人物が対峙し、宮廷文化内で磨き上げられた技量で、相手を圧伏したというのが、この説話の本旨といえよう。

右の『宇治拾遺物語』の説話と「海賊丸」説話とは、基本的な構造を共有するものとみることができ。「賭弓」と音楽とは、共に中央の文化を構成する要素である。それが地方の野蛮な存在である海賊に接した際に、めざましい効力を発揮して相手を圧倒するということもであり、これをもつて一種の話型と考えることもできるかもしれない。

ところで、『徒然草』第四六段では、「強盜法印」と呼ばれる僧が登場する。本文は次のとおり⁽²²⁾。

柳原の辺に、強盜法印と号する僧ありけり。たびたび強盜にあひたるゆゑに、この名をつけにけるとぞ。

この話の面白さは、「強盜」と「法印」という、おおよそ普通には結びつかない言葉が、一人の僧の呼び名となつているという、その違和感に発するものである。このような名付けには、その言葉のあまりの異質さから、なぜそのように呼ばれるのかという由

来を語る逸話が必然的に要求される。この間の事情は、「海賊丸」説話とも共通するのではないだろうか。すなわち、都の文化の中核をなす音楽を奏する楽器と、地方で暗躍する残虐な海賊、そのおおよそ相容れない両者が、一つの楽器の名前をなすのであるから、「強盗法印」の場合と同様、その名前の由来を伝える説話が必須となるはずだろう。この点、「海賊丸」という名称は、それ自体が説話と一体化したものとも言えそうである。

なお、当時の海賊について、説話の中での記述としては、『宇治拾遺物語』巻十の十「海賊発心出家の事」や、『十訓抄』十ノ五十一などもある。これらの事例をみると、海賊は、物を盗るだけでなく、舟に乗っていた人々を皆殺しにするものと観念されていた。「海賊丸」説話についても、『十訓抄』『著聞集』を原拠とする『続教訓抄』②③において、用光が死を覚悟するというのも、当然のことであったと思われる。一方で先にもふれたように、海賊に遭遇すると通行料をめぐる交渉の余地があったともいうが、これもまた、『続教訓抄』②③においても、海賊との交渉が描かれており、「海賊丸」説話は、実際に起こりうる脅威を前提にした、十分に現実味のある説話であったといえる。

付言すると、山内讓氏は、十五世紀以降に地方の有力者の幼名などに「海賊」という言葉が使われていることなどから、「海賊」

という言葉が必ずしも忌み嫌われるものではなくっていくことを指摘している⁽²³⁾。この指摘をふまえると、筆築の「海賊丸」についても、その異質な名前が伝承されていく過程で、語感や印象を変えていった可能性も考えておく必要があるかもしれない。

五、筆築について

続いて、「海賊丸」説話に登場する和邇部用光と筆築について確認しておきたい。和邇部用光は、いわゆる地下楽人で、生没年不詳だが、『春記』永承五年（一〇五〇）三月十二日条に「兵庫属茂光（筆築上手也。年八十余者也。）」とあり⁽²⁴⁾、「筆築師伝相承」にも名前が見える人物である。弟子に、光枝と藤原敦兼がいる。敦兼の楽統から、安倍季政（京方筆築の楽家の初代）が出る。次に、筆築について確認しておく。筆築は、ダブル・リードの縦型管楽器で、管の長さは六寸、葦製の板のようなものを二枚あわせてリード（舌、芦舌）を差し込んで演奏する。表七孔、裏二孔。大筆築と小筆築があるが、大筆築は平安時代中期に廃絶したため、普通には小筆築のことを指す。

筆築の音については、『枕草子』や『古今著聞集』の記述が参考となる。まず『枕草子』第二〇四段「笛は」では次のように記

され、清少納言には不評であったようである。該当箇所は次のとおり⁽²⁵⁾。

箏篋は、いとかしがましく、秋の虫をいはず、轡虫などの心ちして、うたて、け近くきかまほしからず。まして、わろく吹きたるは、いと憎きに、：

また、『古今著聞集』管絃歌舞篇二五一「志賀僧正、用枝の箏篋を聴き初めて感涙の事」では、志賀の僧正明尊が箏篋をにくむ人であったが、用枝の演奏を聴いて考えを改めている。横笛の音について、このように否定的な記事が見当たらないことと比較すれば、箏篋の音は、人によつては好みが分かれるようなものであったとも考えられる。また、箏篋演奏者は地下楽人が多いなど、そもそも楽器としての地位が低いとされていたことも影響している可能性がある⁽²⁶⁾。その影響か、『統教訓抄』において箏篋は、横笛や笙と比較して、名器の数も少なく⁽²⁷⁾、したがって箏篋の「名物等物語」の説話の数も多くはない⁽²⁸⁾。そのような中で、異同を含むとはいえ同話を繰り返し記す「海賊丸」説話は際立った箇所といえる。

『著聞集』では、本話の直前の説話である偷盜篇四二九「盗人、博雅の三位の箏篋を聴きて改心の事」に、「海賊丸」説話と同じく、箏篋の演奏で賊の難を逃れている説話がある。次に本文を掲げ

る。

博雅の三位の家に盗人入りたりけり。三品、板敷のしたに逃げかくれにけり。盗人帰り、さて後、はひ出でて家中を見るに、のこりたる物なく、みなとりてけり。箏篋一つを置物厨子にのこしたりけるを、三位とりてふかれたりけるを、出でてさりぬる盗人はるかにこれを聞きて、感情おさへがたくして帰りきたりて云ふやう、「只今の御箏篋の音をうけたまはるに、あはれにたふとく候ひて、悪心みなあらたまりぬ。とる所の物どもことごとくに返したてまつるべし」といひて、みな置きて出でにけり。むかしの盗人は、またかく優なる心もありけり。

この説話は、話末が『今鏡』と類似している点で、「海賊丸」説話と関連が深い⁽²⁹⁾、演奏した曲目は記されず、博雅三位の演奏の素晴らしさが強調されている。この説話と連続する事を考えると、「海賊丸」説話に秘曲の名前が記されることには、単なる演奏の素晴らしさではなく、秘曲の靈験についても着目されているとみるべきだろう。

ところで、箏篋の秘曲について、「海賊丸」説話では、用光が海賊に対して演奏する曲目に「小調子」「臨調子」と異同があった。『教訓抄』巻八には、箏篋の「秘事者、小調子、有^三平調^一」。臨調

子、有「盤涉調」と記されており、どちらも筆築の秘曲とされ
ていたことが確認できる。

また、『統教訓鈔』第十冊には、用光の弟子とされる藤原敦家
と光枝が登場する説話もみられる。秘曲は「小調子」しか知らな
い光枝が、敦家が授けられた「臨調子」は新しく作ったものでは
ないかと疑う記事である。また、『十訓抄』十ノ七十一では、季
兼と季行が「小調子」を演奏しようとしたところ、ある人が別の
曲を吹き合わせてしまつて興ざめたことに対し、「すべては、
わがせぬわがなりとも、「さることあり」とは、必ず心知るべき
ことなり」と記されている。これらの記事からは、「小調子」が、
秘曲としてそれなりに周知されていたことが分かる。「海賊丸」
説話としてどちらが妥当であるかは結論づけることはできない
が、「小調子」の方がよく知られていたとは考えられる。

さて、以上のように筆築について確認してきたが、『統教訓鈔』
の編者伯朝葛にとつての筆築は、どのような重みを持つものだつ
たのだろうか。『統教訓鈔』第十冊では、源師時・源師任父子の
流派を「源家の筆築」と呼び、これを南都の伯氏が伝えたこと
を記している。また、源師時の師をたどると、和邇部用光にさかのぼること
も記されている。さらに、朝葛の祖父近真が尾張則成から筆築の
秘曲を相伝したこと、朝葛の父光葛が仁治元年の常楽会で秘曲を

演奏したことを記している。朝葛自身は筆築の秘曲は相伝してい
ないものの、建保元年の仁和寺舍利会の日には、「万秋楽」の演
奏において、中原貞茂に差し支えがあったので、代わつて朝葛が
演奏したとされる。また、横笛の相伝の流れを記す中では、朝葛
自身は舞を「本道」としつつも、横笛の秘曲伝授を受けたことが
記されている。

結局、朝葛は筆築の秘曲伝授は受けなかつたようであるが、祖
父や父が相伝しており、筆築を相伝する家であるという自意識は
あつたものと思われる。また、伯氏の筆築の系譜をたどると和邇
部用光に至るということは、「海賊丸」説話は、伯氏が相伝する
筆築の祖による霊験譚ということになる。そうであれば、自分た
ちの家が相伝する技芸の祖である用光が、本来なら音楽の真髄を
理解するべくもない海賊を、自ずと感動せしめたという本話は、
伯朝葛にとつて、自分の家の技芸を特権化・神秘化する話柄とし
て、自らの正統性を主張しうるものであつたとも考えられる。「海
賊丸」説話において、同話を繰り返し記す背景には、このような
事情があつたのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では、「海賊丸」説話の諸相に着目し、考察を進めてきた。その中で、『統教訓鈔』が「海賊丸」説話を網羅的に併記する意義や意味についても、一通りの見解を示すことができたと思う。改めて確認すると、やはり本話の原型は、名人の芸道感応説話であり、そこに秘曲の要素が付加され、さらに名器としての要素が付加されたのであろう。先行研究でも指摘されているように、このような説話の変容・読み替えは、地下の楽人の手になる楽書においては、必然的なものであったとも理解され、「海賊丸」説話もまたその一例であったといえる。

なお、今回詳しく触れることができなかった点について、展望にかえて簡単に述べておきたい。まず、狛朝葛にとって重要性のあった「海賊丸」伝承が、後世の楽書においてどのように受容されていったのか確認すると、『統教訓鈔』の同話併記の状態は維持されないようである。『體源鈔』³⁰は、本話については、『統教訓鈔』①の『今鏡』を原拠とするものと⑤だけを記し、同話の併記はしていない。『楽家録』³¹は、記載される筆蹟の名器の数自体は、『統教訓鈔』『體源鈔』よりも多いが、「海賊丸」については『統教訓鈔』①④⑤のみ記される。『體源鈔』では採られ

なかった『統教訓鈔』④が、『楽家録』に採録されている点は興味深い。『體源鈔』『楽家録』ともに、「海賊丸」という名前とともに説話が記されており、名器として定着していることがうかがえる。

また、『統教訓鈔』では、それ以前に成立した書物には記されていない名器への言及が多くみられる。成立年代に近い『愚聞記』の記述にも「海賊丸」の名前が記されていたことを合わせて考えると、これらの書物が成立した時期、楽書を著すような人々は、名器について記すことに積極的な価値を見出していたのではないだろうか。『統教訓鈔』であれば、編者の狛朝葛が、地下楽人の立場の正統性を、名器の逸話の知識を集めることで主張しようとしたと考えられるのである。

『統教訓鈔』の成立頃以降には、『説経才学抄』『拾芥抄』『二中歴』など、音楽だけに関心があるわけではない書物の中にも、名器について記そうとするものがあらわれる。このことは、当代における名器への関心の高まりを、自ずとあらわすものと考えられる³²。今回詳しく触れることができなかった点なども含めて、今後もこのような名器の伝承に着目し、説話成立の背景や、その意義などについて考察したい。

(付記) 本稿は、二〇二〇年度中世文学会秋季大会における口頭発表をもとにしている。発表に際し、ご教示いただいた方々に厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 稲垣泰一氏「統教訓鈔」と中世説話集」(『説話』七号、一九八三年)。
- (2) 山内益次郎氏「地下楽人の登場」(『今鏡の周辺』一九九三年、和泉書院)、海野泰男氏「今鏡全釈」(福武書店、一九八三年)、竹鼻績氏注釈「今鏡」(講談社学術文庫、一九八四年)、小林保治氏「古今著聞集の説話編成法(一)―巻第十二、偷盜第十九の場合―」(『説話集の方法』笠間書院、一九九二年)。
- (3) 猪瀬千尋氏「地下楽家の説話生成と理論構造―『教訓抄』を中心として―」(『論究日本文学』九十、二〇〇九年)。
- (4) 『日本古典音楽文献解題』(岸辺成雄博士古稀記念出版会編、講談社、一九八七年)、神田邦彦氏「中世楽書の基礎的研究」(和泉書院、二〇一七年)。
- (5) 本文は日本古典全集に拠ったが、東京大学史料編纂所の曼殊院蔵本の写真版を確認し、校訂した箇所がある。なお、本文中の傍線・点線は稿者が付したものである。傍線部は「海賊丸」という名付けられたことが示される箇所、点線部は話末評語に当たる箇所を示す。引用本文中の傍線・点線については以下も同じ。
- (6) 引用は、新編日本古典文学全集「十訓抄」(浅見和彦氏校注、小学館、一九九七年)による。
- (7) 引用は、新潮日本古典集成「古今著聞集」(西尾光一氏・小林保治氏校注、新潮社、一九八六年)による。以下も同じ。
- (8) この「ヒカタノ禪師」については未詳であるが、『宝物集』の一部の伝本(稿者が確認できたのは久遠寺本の影印)には、巻五第十二門持戒「不偷盜」に「ヒカタノ禪師ト申シ海賊」が見えており、名の知れた海賊であった可能性がある。猪瀬千尋氏の教示による。
- (9) 前掲注(1) 稲垣氏論文。
- (10) 今野達氏「教訓抄の提起する説話文学的諸問題」(『今野達説話文学論集』二〇〇八年、勉誠社)。
- (11) 磯水絵氏「音楽の世界―第二に管絃、『古事談』の音楽伝承について―」(『説話と音楽伝承』二章第六、和泉書院、二〇〇〇年)。
- (12) 引用は、日本思想大系「古代中世芸道論」所収「教訓抄」(林屋辰三郎氏校注、岩波書店、一九七三年)による。以下も同じ。「歌舞音楽ノ目出事」は、引用箇所と同様の、名人の演奏による靈驗譚の梗概が連なっている。
- (13) 該当箇所を引用すると、次のとおり。「逸物者、罵、大納言定能家相伝之管名。真野丸、用光管。網代丸、光則管。用光のものとされる「真野丸」は記されるが、「海賊丸」の名前はみられない。
- (14) 引用は、伏見宮田蔵楽書集成二「愚聞記」(宮内庁書陵部編、図書寮叢刊、一九九五年)による。以下も同じ。成立年代については、同書の解題による。
- (15) 「愚聞記」中巻にあたる。先に引用した下巻の説話とは、伏見宮田蔵楽書集成の活字本にして三十七ページの隔たりがあり、関連性は示されない。
- (16) 引用は、新訂増補故実叢書「拾芥抄」(明治図書出版、一九五二年)による。「拾芥抄」の成立年代ははっきりとしないが、編者として有力な洞院公賢の生没年が正応四年(正平十五年(二二九一

——一三六〇）であること、その後も増補が続けられたとされることを勘案し、『統教訓鈔』『愚聞記』よりも成立は遅れるものと考ええる。

(17) 前掲注(3) 猪瀬氏論文。

(18) 本稿第一節「統教訓鈔」②の原拠についての話題です。に言及しているが、伶人助元が横笛の演奏によって大蛇を退ける説話である。「十訓抄」では「海賊丸」の説話と連続して配される。

(19) 『教言卿記』応永十五年（一四〇八）三月八日条。安倍季英が演奏した筆築に「鶯、又号海賊返敷」とされる。

(20) 山内讓氏『海賊の日本史』（講談社現代新書、二〇一八年）の整理による。

(21) 引用は、新編日本古典文学全集「宇治拾遺物語」（小林保治氏・増古和子氏校注、小学館、一九九六年）による。

(22) 引用は、角川ソフィア文庫『徒然草』（小川剛生氏訳注、二〇一五年）による。

(23) 前掲注(20) 山内氏著書。

(24) 引用は、国立歴史民俗博物館「記録類全文データベース」による。

(25) 引用は、新潮日本古典集成『枕草子』（萩谷朴氏校注、一九七七年）による。

(26) 説話に描かれる筆築については、櫻井利佳氏「筆築と説話文学——源博雅と筆築——」（『東洋通信』四八巻七号、二〇一一年）に詳しい。

(27) 『統教訓鈔』において「名物」として列挙される名器の数は、笙が二十二、横笛が十九、筆築は五である。

(28) 『統教訓鈔』の各「名物等物語」の話数を私に数えたところ、笙が約八十七、横笛が約一〇五、筆築は約三十二である。ただし、区切り方については議論の余地があるかと思われるので、本

稿では概数に留めたい。

(29) 前掲注(2) 小林氏論文に詳しい。

(30) 豊原統秋によって、十六世紀前半に成立した楽書。「體源鈔」の筆築・笙・横笛の各「名物等ノ物語」は、『統教訓鈔』と掲載される名器の順番も一致する箇所が多く、同文的である部分も多い。豊原氏は笙を主に相伝する家である。

(31) 安倍季尚によって、十七世紀後半に成立した楽書。卷四十一「音楽珍器」に名器について記される。『統教訓鈔』『體源鈔』の名器伝承と内容が一致する記事も多い。ただし本書は漢文体になつており同文性は高くない。安倍氏は筆築を主に相伝する家である。

(32) 中原香苗氏「宮内庁書陵部蔵『名器秘抄』考——楽器名物譚を記す楽書——」（伊井春樹編『古代中世文学研究論集』第一集、一九九六年、和泉書院）に詳しい。

（せのお えり・本学博士後期課程在学）